

科学研究費助成事業 研究成果報告書

平成 26 年 6 月 23 日現在

機関番号：22301

研究種目：挑戦的萌芽研究

研究期間：2012～2013

課題番号：24653003

研究課題名(和文)市民に分かりやすい民事関連法律用語の言換えに関する研究

研究課題名(英文)A Study on Paraphrases of Civil Legal Terms Based on Lay Perception

研究代表者

大河原 眞美 (Okawara, Mami)

高崎経済大学・地域政策学部・教授

研究者番号：40233051

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 2,700,000円、(間接経費) 810,000円

研究成果の概要(和文)：本研究では、市民の司法アクセス障害になっている難解な民事関連の法律用語についてわかりやすい言換えや説明を示した。実務家へのアンケート調査(問題語記述調査)及び法律書籍と一般書籍等の語彙調査(コーパス調査)を行った。アンケート調査では、実務家に困難が生じた法律用語51語を挙げてもらった。コーパス調査は、法律の入門書からリスト化した民法用語234語について、『現代日本語書き言葉均衡コーパス』からダウンロードした。アクセス障害となっている98語をリスト化し、用例の出典情報や語源をもとに、共起例、複合語例を示すことに重点を置いた語義の解説をした。また、意味領域の検討には類義関係を整理して説明した。

研究成果の概要(英文)：This research project offers more comprehensible paraphrases of some Japanese civil law terms, using corpus analysis of those terms. This study selected 234 civil law terms from introductory law books and 51 terms from a questionnaire of legal experts. The study then undertook research on actual lay usage of the 234 words, using the Modern Japanese Corpus provided by the National Institute for Japanese Language and Linguistics. For statistical reason 98 words were then selected from these 234 candidates. The 98 words were divided into two groups through analysis of the actual usage of those words in the corpus: 'misunderstood' terms and 'difficult' terms. In the result, this study offers plain language explanation of the 98 words, based on their dictionary definitions, formation, etymology and legal reasoning. The study anticipates that explanation based on actual lay usage of legal terminology will be helpful to achieve better paraphrases of incomprehensible legal terminology.

研究分野：基礎法学

科研費の分科・細目：社会法

キーワード：法律用語 アンケート調査 コーパス調査 現代日本語書き言葉均衡コーパス 共起語 複合語 類義語源

1. 研究開始当初の背景

日本の法律用語の研究は、法学者と法律家の間のみで行われてきており、非法律家が関与できる基盤はなかった。言語学者(大久保 1959)が法律文章のわかりにくさを指摘すれば、法制局長官(林 1959)が反論し、評論家(鎮目 1986)が法律用語の特殊性(「各自」=「連帯して」の同義使用)を指摘したコラムを出せば、裁判官(倉田 1990)が反論するなどの例がある。

英語圏では、弁護士(Mellinkoff 1963)が法律用語の特色についての本を出版すれば、言語学者(Crystal & Davy 1969)も法律用語の言語学分析の本を書き、また、言語学・法学者(Tiersma 1999)が歴史的経緯も踏まえた法律用語の本を出版し、学際的な研究交流が活発である。

日本でも、2009年の裁判員制度の導入により、裁判員に理解できる法廷運営の必要性から、法曹界も非法律家の法律用語分析に関心を持つようになった。言語学者の大河原と田中は、日弁連の裁判員制度実施本部の法廷用語日常語化に関するプロジェクト(日弁連 PT)に外部学識委員として参加し、法廷用語の解説書(日弁連 2008ab)の作成に関わるようになり、日本でも非法律家の言語専門家が法律用語の言換えに関与するようになった。しかし、裁判員裁判のためのプロジェクトであるため、扱われている用語は刑事事件の用語である。一般市民が重大な刑事事件の被告人や裁判員になる確率は低いことから、市民生活に関わりの強い民事事件への対応が求められる。そこで、本研究では、民事事件で使用される法律用語の分かりやすい言換えに取り組んだのである。

2. 研究の目的

本研究は、市民の司法アクセスの障害となっている難解な民事関連法律用語についてわかりやすい言換えを提案することである。

法律用語の分かりにくさの実態を知るには、どのような分かりにくさがどの程度あるのかということ、様々な用語について調べ、分かりにくさの種類を見出していくことが必要である。しかし、人を対象にした調査を多くの用語について行うのはコストが大きく、その実施は必ずしも容易ではない。そこで、本研究では、言語コーパスを用いる調査を中心に、実務家のアンケート調査や語源分析を加えた研究を行った。

「コーパス」は、実際に使用された文章や談話を体系的かつ大量に集めたデータベースである。ある言語のコーパスを調べれば、その言語のあるがままの実態を明らかにすることができるものとして、世界の諸言語で整備が進められている。日本語については、国立国語研究所が様々なコーパスを構築して一般に公開する事業を進めている。その中から、現代の書き言葉を代表できるように設計された、約1億語からなる『現代日本語書き言葉均衡コーパス』を、本研究で利用した。

3. 研究の方法

- (1) 実務家へのアンケート調査を行う。
- (2) 法律の入門書に掲出されている民法用語234語をリスト化する
- (3) リスト化した法律用語を『現代日本語書き言葉均衡コーパス』で検索し、検索結果をダウンロードする。
- (4) ダウンロードしたデータとアンケート調査の語を絞り込み、難解語義と誤解語義の用例に分ける。
- (5) 誤解語義の用例について、類義関係に着目して解説する。

4. 研究の成果

本研究では、実務家へのアンケート調査(問題語記述調査)及び法律書籍と一般書籍の語彙調査(コーパス調査)を行って、市民に分かりにくい法律用語を類型化して、わかりやすい言換えや説明を考案した。

(1) アンケート調査

アンケート調査では、実務家に依頼人や当事者とのコミュニケーションで困難が生じた法律用語を3語程度挙げてもらい、その用語についての対応を尋ねた。48名(司法書士31名、弁護士16名、裁判官1名)から回答が得られ、理解困難とされた語は51語で、主なものに「瑕疵」「遺産分割」「同時廃止」「善意と悪意」がある。これらの語をリスト化した。

(2) コーパス調査

法律分野と非法律分野

コーパス調査では、法律の入門書『日本法への招待〔第2版〕』からリスト化した民法用語234語について、『現代日本語書き言葉均衡コーパス』を、専用のWEB検索ツール『中納言』で検索し、その使用例の全件をダウンロードした。次に、ダウンロードした用例が、法律分野の文章に使われたものか、一般的な分野すなわち非法律分野の文章に使われたものかについて、非法律分野の比率が50%未満のものを「法律分野」、50%以上のものを「非法律分野」に分類した。表1は、法律分野と非法律分野に該当する語彙上位5つを記したものである。

順位	法律分野	非法律分野
1	先取特権 (97%)	認知 (28%)
2	地役権 (92.6%)	申込み (3.8%)
3	留置権 (95.8%)	共有 (5.5%)
4	物権 (93.2%)	着手 (6.2%)
5	債務名義 (90.1%)	雇用 (7.2%)

表1：法律分野での出例率（括弧内は全体の出現数を母数とした法律分野の割合）

難解語義と誤解語義

ダウンロードした234語とアンケート調査からの51語を、統計学的に比較に耐える用例数であることを考慮して98語に絞り、難解語義、誤解語義の用例に分けた。「難解語義」は、用語自体に馴染みがないため市民にとって難解な語で、例えば、「法律

行為」がある。「誤解語義」は、用語が日常語と同じため語義が異なることに気づかず市民の誤解を招く語で、「無効」、「悪意」などがある。本研究では、「誤解語義」の方が市民を混乱させる程度が高いとして、「誤解語義」の言換えに取り組むことにした。

類義関係

語の意味というのは、一つとして同じものはない。しかし、それぞれが独立して存在しているのではなく、重複する部分を持ちながら存在している。その連続性が類義関係であり、「作為」と「悪意」と「故意」の類義関係を例に法律語義と一般語義の連続性を整理した。

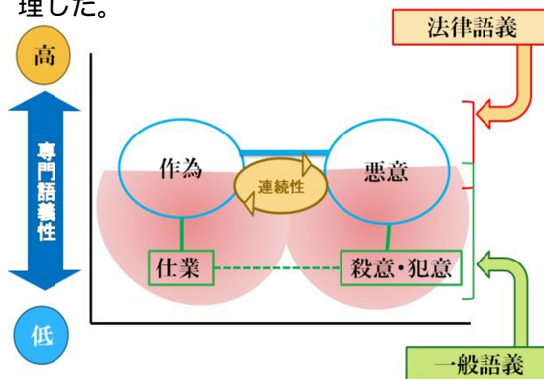


図1：「法律語義」と「一般語義」の連続性

図1で示した「作為」と「悪意」を法律語義で捉えようとした場合、『法律類語難語辞典』（林大他編）によると、この2語は類義関係にある。しかし、この2語は、日常でも頻用される語であり、市民にとっては、一般語義としての認識のもと、法律相談や判決などを理解しようとするのが通常である。その認知を具体的に示すならば、図1における、「作為」と「仕業」、「悪意」と「殺意」と「犯意」の類義関係である。

辞書記述案

「作為」と「悪意」の具体的な辞書記述案を提示する。

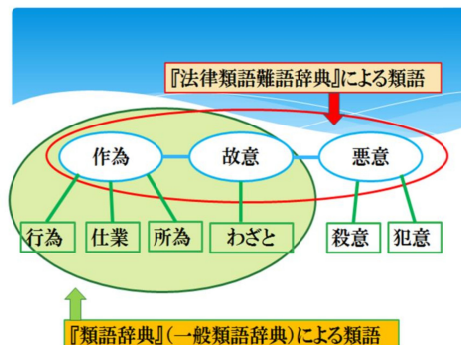


図2：「作為」を中心とした類義関係

「**作為**」(一般語義との連続性は低い): 特に刑法で使用される。

【一般】何かたくらむところがあって、わざと人の手を加え手直しをすること。特に、手を加えること。つくりごと。

【法律】特に刑法で、自らある特定の行為を積極的に行うこと。〔用例〕例えば、人を池につき落とすのは**作為**で、池で溺れている者を助けられないのは**不作為**である(佐伯仁志『刑法』)

「**故意**」(一般語義との連続性が高い)

【一般】わざとある行為を行うこと。偶然

【法律】自分の行為が一定の結果を生ずることを認識して、わざとある行為を行う意思のこと。〔用例〕**故意に事実を告げず**、又は**不実のことを告げる行為**をしてはならない。(ゴルフ場等に係る会員契約の適正化に関する法律)

特に刑法で、罪を犯す意思。その意思の有無が問題となる。過失〔用例〕実務では、保険契約との関係で**故意の有無**が重要である。(円谷峻「不法行為法・事務管理・不当利得」)/その侵害が動物等の所有者・管理者の**故意・過失**に基づく場合は正当防衛をなしうる(斎藤信治『刑法総論』)

この語義記述の目指すところは、市民の語に対する既知感を生かしながら、周辺の語との関連から当該の語の理解を促すこと、

運用面からの理解も可能とすることにある。これは、法律家にとっても、市民が【一般】と記した語義を認知していることを再認識し、【法律】語義がどのように違うのか、視覚的にもわかりやすいようにと図1によって提示し、一般語義との連続性の「高・低」という視点と、用例を用いた語義記述を、「法律語義」として類義関係にある語にまとめ直し提示した。さらには、コーパスでの出現頻度から実務の現場、つまり運用面では複合語として使用されやすい場合、例えば「不+作為」は、その語が挿入された用例を使用することを意識し、対義語にあたる語も記載した。周辺の語との関係を図2によって明確にすることにより、当該語の理解促進をはかる試みである。

おわりに

現代社会では、法律の分野に限らず、従来は専門家に委ねておくことでさして問題のなかった専門的な領域の議論に、市民が参加することが求められるようになってきた。法律以外にも、医療、科学などの分野でそのような動向が顕著である。しかし、その方向に社会の在り方を変えようとするときに障壁

になるものが、難解な専門用語の存在である。よって、市民の司法アクセスの障害となっている難解な民事関連法律用語についてわかりやすい言換えを提案することは、司法と市民の架け橋の一助となると思われる。

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕(計4件)

大河原眞美

司法領域のことは、地域政策研究、15巻、2013、1-16

Okawara, Mami Hiraike

Lay Understanding of Legal Terminology in the Era of the Japanese Lay Judge System, Comparative Linguistics, 査読有, 12巻, 19-47

田中牧郎

日本語研究のためのコーパス、日本語文学、査読有、60巻、2013、109-136

宮崎由美・田中牧郎

法律用語「作為」を中心とした辞書記述の提案：法律語義と一般語義の語義の連続性をふまえて、査読有、社会言語科学会第32回研究大会論文集、2013

〔学会発表〕(計12件)

大河原眞美、田中牧郎、宮崎由美

「市民に分かりやすい民事関連法律用語の言換えに関する研究」日本法社会学会学術大会、2014年5月11日、大阪大学

田中牧郎

「分かりにくい医療用語を分かりやすく」平成25年度日本医学会分科会用語委員会、2013年12月16日、日本医師会小講堂

大河原眞美

「司法アクセスと「ことば」-「ことば」の障壁を考える」司法アクセス学会学術大会、企画委員長、2014年12月7日、弁護士会館(東京)

田中牧郎

「民法用語のわかりにくさとその対策」司法アクセス学会学術大会、2014年12月7日、弁護士会館(東京)

Richard Powell

Communication Skills of Malaysian Lawyers, ESEA(English in Southeast Asia), 7 December 2013, Kuala Lumpur, Malaysia

Mami Hiraike Okawara

The Interdisciplinary Study of Law and Language, The 9th Conference of the Nordic Association of Japanese and Korean Studies, 22 August 2013, Bergen (Norway)

田中牧郎

「専門用語を分かりやすくする」大阪大学トークイベント「日本語を衆議する/日本語で衆議する」第3回公共空間の日本語を設計する、2013年7月22日、大阪大学

Mami Hiraike Okawara

For a Good Future of Forensic Linguistics

in Japan, 11th Biennial Conference on Forensic Linguistics, 27 June 2013, Universidad Nacional Autonoma de Mexico, Mexico City, Mexico

Richard Powell

Language Policy and Practice in Civil and Syariah Law Courts in Malaysia, 11th Biennial Conference on Forensic Linguistics, 27 June 2013, Universidad Nacional Autonoma de Mexico, Mexico City, Mexico

田中牧郎

「法律用語と日常語の語義の違いと連続性」社会言語科学会、2013年3月16日、統計数理研究所

大河原真美

「実法学と法言語学 法律用語」創価大学法科大学院、実体法学と基礎法、2012年10月23日

Powell, Richard

Motivation for and Implication of Changing the Language of the Law, Law and Society, 3 June 2012, Honolulu (America)

Powell, Richard

Legal Vernacularisation and Access to Justice, International Association of Forensic Linguists, 5 July 2012, University of Malaya, Malaysia

〔図書〕(計8件)

大河原真美

自由国民社、『現代基礎用語2014』(担当裁判と社会) 2013、4

リチャード・パウエル(津田守編)

現代人文社、『15言語の裁判員裁判用語と解説』(津田守編) 2013

田中牧郎(相澤正夫編)

おうふう、『現代日本語の動態』(分担執筆：分かりにくい医療用語の類型と語の性質) 2013、22

田中牧郎

明治書院、『講座日本語学と日本語教育』(分担執筆：『現代日本語書き言葉均衡コーパス』に基づく語彙の分類) 2013、12

新田浩司、金光寛之

税務経理協会、『ファンダメンタル法学・憲法』、2013、193

金光寛之(吉原達也他編)

三修社、『リーガルマキシム』(分担執筆) 2013、5

大河原真美

自由国民社、『現代基礎用語2013』(担当裁判と社会) 2012、4

大河原真美(橋内武他編)

くろしお出版、『法と言語』(分担執筆：法律のことば) 2012、22

〔その他〕

「刑法の「邸宅」、実は「空き家」 法律用語の不思議」日経新聞電子版(2013年1

1月13日)

6. 研究組織

(1) 研究代表者

大河原真美 (OKAWARA, Mami Hiraike)
高崎経済大学・地域政策学部・教授
研究者番号：40233051

(2) 研究分担者

田中牧郎 (TANAKA, Makiro)
明治大学・国際日本学部・教授
研究者番号：90217076

(3) 研究分担者

リチャード・パウエル (POWELL, Richard)
日本大学・経済学部・教授
研究者番号：30277371

(4) 研究分担者

金光寛之 (KANEMITSU, Hiroyuki)
高崎経済大学・地域政策学部・教授
研究者番号：90514258

(5) 研究協力者

宮崎由美 (MIYAZAKI, Yumi)
専修大学・非常勤講師